

徳島県規則第十七号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表県土整備部の項中「並びに」を「及び一般国道五十五号牟岐バイパス並びに」に改め、「及び徳島南部自動車道」を削る。

別表第二住宅課の建築指導室の項中第三十五号を第三十六号とし、第十七号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同表住宅課の項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の施行に関すること。

別表第二営繕課の項第五号を削り、同表監察評価課の県庁ふれあい室の項第十六号を次のように改める。

十六 徳島県情報公開・個人情報保護審査会に関すること。

別表第五徳島県東部県土整備局の項中第四十四号を削り、第四十五号を第四十四号とする。

別表第六徳島県阿南安芸自動車道用地推進センターの項中「の建設工事並びに」を「及び一般国道五十五号牟岐バイパス並びに」に改め、「並びに徳島南部自動車道に連結する県道阿南勝浦線及び県道阿南小松島線」を削る。

別表第七県土整備部の項中第四十四号を削り、第四十五号を第四十四号とする。

別表第八第六十六号中「徳島県情報公開審査会」を「徳島県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同表中第六十七号を削り、第六十八号を第六十七号とし、第六十九号から第七十九号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。